

ふくし TIME'S

<http://www.knsyk.jp>

福祉タイムズ



ともしび運動

5

2008 No. 678



〈写真・菊地信夫〉

文字からあふれる個性たち

「先生というよりも作品の“ファン1号”です」と話す居原田礼子さん（54歳）。

1996年春、主催する書道教室に通う生徒に頼まれ、横浜市港南区の知的障害児の訓練会「なずな会」で習字の指導を行うことになった。それまで障害児とはかかわったことがなかったため、初めは戸惑い、自分の力不足に落ち込んでばかりだったが、子どもたちの成長に感激し、励まされ、試行錯誤しながらその子どもに合った指導を行ってきた。

2004年には、自分の住む栄区で新たに知的障害児・者の書道教室「きらら」を始めた。どちらの教室も、書くことに慣れてきた子どもは35cm×70cm程の紙に詩を書いていくが、その子どもによって書ける字や字数が違うので、詩は居原田さんが子どもたちのことを思い浮かべながら、その子どものつぶやきやイメージに合わせて創っている。それを子どもたちが自由に、思いのままに書いていく。

「障害があるにしろは良く書けた、ではなく、障害があるからこそ、その素直な個性でできた素敵な作品です。作品そのものの魅力を感じていただきたい」と話す。

現在は、「なずな会」、「きらら」のほかに、障害者対象の「ひの教室」、通常の書道教室でも指導を行っている。「教室は私の大切な宝物！」だそうだ。

◇作品はホームページで見られます。「なずなの子供たち」 <http://www.est.hi-ho.ne.jp/keiiharada/>

CONTENTS

特集

コミュニティワーク実践を進めるために… 2

県社協のひろば

かながわ子ども福祉基金、第三者評価結果公表、20年度福祉人材研修部研修一覧…… 4

福祉施設のしごと …………… 6

でかけてみませんか …………… 7

連載

障害者が安心して暮らせるために—第2回— …… 8

かながわHOT情報

パソコンひろば相模原 …………… 12

コミュニティワーク実践を進めるために

～市町村社協部会での取り組みを中心に～

特集

子どもから高齢者まで、障害のある人もない人も、誰もが住み慣れた地域において生き生きと暮らすためには、介護保険などの公的なサービスだけでなく、身近な地域における住民同士の支えあいやボランティア・市民活動などが活発であることが大切です。そうした地域をつくるための技術には、問題を抱える個人を支援する活動とは別に、地域の住民組織に働きかけたり、障害者・介護者などの活動やボランティア活動などを支援する、いわゆる「コミュニティワーク（地域援助技術）」があります。本会市町村社協部会では、市町村社協職員の「コミュニティワーク実践力の向上に向けた取り組み」を始めています。

住民同士の支えあいへの期待の高まり

この三月、厚生労働省社会・援護局の研究会「これからの地域福祉のあり方研究会」（座長、大橋謙策氏〔日本社会事業大学学長〕）報告が出されました。その中で、地域における福祉課題を次のように整理しています。

例えば、ゴミ出し、電球の交換などのちょっとした手伝いの必要性や、要介護の親と精神障害の息子というような複合的な事例や、ホームレス、外国人など社会的排除の対象となりやすい者の存在などに公的なサービスが十分に対応できていないなどの問題があり、こうした問題を地域住民が自らの問題であると認識し、住民間でそれらを共有し解決に向かうような

仕組みを作っていくことが必要とされています。

こうした考え方と呼応するように、同省では本年度から全国の概ね中学校区百カ所に、小地域活動の活動拠点と、地域福祉活動を調整する社会福祉士などの地域づくりコーディネーター（専任）をモデルで配置する「地域福祉活性化事業」をスタートさせます。

地域住民による活動は従前よりありましたが、今改めてその大切さが注目されていると言えます。

コミュニティワーカーの抱えるジレンマ

市区町村社協は、地域福祉を推進する団体として、これまでも地域住民組織などに働きかけるコミュニティワークに取り組んできました。

しかし、個別ケース支援では様々な方法論が確立されているものの、コミュニティワークについてはこれまで明確な方法論が確立されておらず、社協職員も自らの経験を頼りに、独自の手法で地域に働きかけている状況でした。

また、コミュニティワーカーとしての自らの実践が事業の実施報告や会議での参加報告という形でしか残されておらず、コミュニティワークを検証するための記録にまでは至っていませんでした。

コミュニティワークの実践は従前から行われてきましたが、コミュニティワーカーの育成方法が確立されていなかったと言えます。

豊かな地域実践の存在

本会では、平成十九年度に、豊

かな地域福祉実践活動のヒントを普及しようと、身近な地域において住民同士が創り出している活動事例を取材し、「地域づくり実践事例集」を作成しました。

その過程で見えてきたのは、時として、福祉に関わる職業人としてのぐほどの実践の存在でした。住民のゆるぎない思いと卓越したコミュニティワークの実践が私たちの暮らしを支えていることを、コミュニティワークを行う職業人は真摯に受け止める必要があると感じました。

しかし、そうした豊かな実践はどの地域でも自然発生的に起こるものではなく、先駆的な実践を他の地域へ伝えたり、活動を継続させていくために地域全体の理解を深めるなど、職業人としてのコミュニティワーカーの実践も、その質が問われていると言えます。

市町村社協部会での取り組み

◆コミュニティワーク検討会

こうした状況を背景に、本会市町村社協部会では平成十九年度に、市区町村社協職員のコミュニ

ティワークの実践力を高めるため、兵庫県でコミュニティワークの実践的研究を行っている藤井博志氏（神戸学院大学准教授）をアドバイザーに招き、県内の市区町村社協職員九名の参加による「コミュニティワーク検討会」を開催しました。この検討会は、少人数制のゼミナール方式で、アドバイザーからの講義、相互のレポート発表、コミュニティワーク実践の事例検討などを行いました。

◆3つの提案

この検討会でのレポートをもとに、コミュニティワークの実践力を向上させるため「3つの提案」(①コミュニティワークを記録する。②コミュニティワークの事例検討やスーパージョンを行う。③コミュニティワークと個別ケース、地域の福祉課題と連動させる)をまとめ、部会活動を通じ、県内の市区町村社協に提案を行いました。

これらの提案に即した取り組みを実現するためには、職員一人ひとりの意識だけではなく、組織としてコミュニティワーク実践力を

高めていこうとする共通認識が大切になります。

◆コミュニティワーク推進モデル事業

本年度、市町村社協部会では、3つの提案を踏まえた市区町村社協の取り組みを支援し、その実践を共有していくことをねらいに、「コミュニティワーク推進モデル事業」を行います。

モデルとなる取り組みは今後の調整になりますが、一部の市区町村社協では、コミュニティワーク実践の事例検討的な取り組みをスタートさせています。

今後の課題

今や、コミュニティワークは社協職員のみならず、市区町村行政の地域福祉担当職員や地域包括支援センター職員、横浜市地域ケアプラザ職員などにも共通する課題となっています。また、前述のように、地域住民の中にも卓越したコミュニティワーク実践を行っている人々が存在しています。そうした人々まで含め、コミュニティワークの実践力を高め、コミュニ

ティワーカーの育成をしていくことが求められていると言えます。

県行政では、これまで職業として地域に携わる人と、住民活動として携わる人を区別せず、ともに地域福祉を推進するキーパーソンとして「地域福祉コーディネーター」という名称を使い、その育成等を推進してきました。

コミュニティワーク実践力向上においては、コミュニティワーカーにしろ、地域福祉コーディネーターにしろ、名称や機能の使い分けは別にして、こうした活動に携わる人々が共に学びあうことで影響し合い、相互に高めあえるという期待があります。

しかし、これまでの「地域福祉コーディネーター」の論議では、職業人としてのコミュニティワーカーの能力や果たすべき役割が薄れてしまう傾向もありました。社協におけるコミュニティワーカーの育成と地域福祉コーディネーターの育成等については、今改めて整理が求められているとも言えます。

(市町村社協支援担当)

ひと・ネットワーク 187

生きる基本 ～成長期の食事の大切さ～

横浜いずみ学園
栄養士 櫻井 千晴



私は、横浜いずみ学園に入職して6年になります。当園は家庭や学校でさまざまな問題があって、上手く生活が出来ない子ども達（小1～高3）50名が生活をしている情緒障害児短期治療施設です。

入職当初、献立は子どもの喜ぶものの、好きな食べ物を中心に提供してきました。しかし、平成17年に食育基本法が制定され、私自身も母親になったのをきっかけに、学園に入所している子ども達に提供する食事についての考え方が変わりました。成長期の子ども達にとって食事がどれだけ大切か、私は、栄養士としてどのようなことが出来るのかを考えるようになりました。

栄養について講義をしたり、調理実習をしたりすることも食育のひとつの方法ですが、毎日の食事こそ大切な食育の教材です。看護師さんや職員さんから日々の子ども達の様子を聞き、調理員さんと話し合っ、学園の子ども達の“心”と“からだ”に合った食事を提供することを目標にしました。まずは、既製品ばかりに頼っていた「おやつ」を手作りに変えることから始めました。思いを込めて作った食事について、子ども達がよいことも悪いことも、たくさんの意見を伝えてくれるようになったことは、ここ最近感じる大きな変化です。

これからも、子ども達にいろいろな食体験をして欲しい、健康に育って欲しいという気持ちを込めて、食事を提供していきたいと思います。

平成20年度 福祉人材研修部 研修事業一覧（予定）

研修体系	研修名	開催時期 (予定)
階層別研修	福祉施設等新任職員研修（基礎編）	6～7月
	福祉施設等新任職員研修（概論編）	6～7月
	福祉施設等新任職員研修（各論編）	8～9月
	福祉施設等新任職員研修（実践編）	12月頃
	福祉施設等新任職員研修（振返り編）	2～3月頃
	福祉施設等新任職員研修（特別編－ 接遇・救急法）	6～7月
	福祉施設等中堅職員研修（基礎編）	7月
	福祉施設等中堅職員研修（各論編）	8～9月
	福祉施設等中堅職員研修（特別編）	7月
	スーパーバイザー育成研修	9～11月頃
	職場内研修担当者研修	9～10月頃
	介護職リーダー研修	調整中
	法人施設マネジメント研修Ⅰ（ミドル マネージャー）	10～2月頃
	法人施設マネジメント研修Ⅱ（トップ マネージャー）	10～2月頃
	サービス提供責任者育成研修	8～9月頃
テーマ別研修	対人援助技術研修	9～10月頃
	緊急課題対応研修	調整中
スキルアップ研修	介護支援専門員 専門研修課程Ⅰ （県指定）	9～10月頃
	介護支援専門員 専門研修課程Ⅱ （県指定）	11～1月頃
資格取得研修	介護職員基礎研修	6～10月
	介護支援専門員実務研修（第11期・ 第12期）（県指定）	4～3月
	介護支援専門員更新研修（県指定）	9～1月頃
準備講習会	介護支援専門員実務研修受講試験準 備講習会	8～9月頃
	介護福祉士資格取得準備講習会	10～12月頃

※対象となる施設・団体には、研修開催の1～2ヶ月前を目処に、直接、募集案内等をお送りする予定です。詳細は下記担当まで、お問い合わせ下さい。

問合せ先 福祉人材研修部

電話 045-311-1429（福祉人材研修担当）

電話 045-311-8731（介護支援専門員支援担当）

FAX 045-313-0737 E-mail:kensyu@knsy.jp

平成20年度 介護支援専門員実務研修受講試験について

開催日 平成20年10月19日（日）

試験結果発表予定日 平成20年12月10日（水）



利用者の笑顔に励まされて

「重心通園事業」の現場では、毎

年目がスタートしました。その後、私は身体障害者療護施設や知的障害者更生施設の分場での自主製品作り、喫茶店での支援などに就きました。この間、二回の育児休暇を経て、現在は重症心身障害者通園事業に配属になり、十二年目がスタートしました。

利用者の明るさに魅かれて

私が障害者施設で働くようになったのは、保育士の実習で初めて知的障害者施設に行き、利用者が明るく楽しんで生きている姿に感動し、利用者とともに毎日楽しく過ごせたらと思ったからです。

重症心身障害者通園事業B型

「飛行船」



生活支援スタッフ・保育士
信田 美絵

日体調を崩すことなく、通所していただけること、活動では楽しく、心地よい雰囲気でも過ごしていただけるように取り組んでいます。「飛行船」に移ってまだ日が浅いのですが、コミュニケーションも次第にとれるようになり、朝会った時の利用者の笑顔に、今日も一日頑張ろうという気持ちが高まります。

家庭と職場の

支えがあるから続けられる

仕事と家庭を両立するのは大変ですが、家事や子育てに協力してくれる夫や、子どもを見てくれる親、急な休みにも理解をしてくれる職場、そして何といっても子ども達の存在があつてこそ働けると思っています。

私を支えてくれる温かい家族と利用者の笑顔に囲まれ、一日何回



利用者の深見幸子さんと

も大笑いしながら、毎日があつという間に過ぎていきます。

利用者の願いにこたえるために

親となった今、人間が人間を産むことのすごさを実感し、障害は特別ではない、誰にでも起こりうることで改めて認識しました。

また、どんなに重い障害があっても、家族をはじめ周りの人とともに生活していることが利用者一人ひとりの笑顔につながっているのだと感じます。地域で生活する喜びを、障害のある方はもちろん地域のいろいろな人に知ってもらいたいと思っています。

利用者の笑顔に私自身も励まされながら、これからも地域で生活したいと願う利用者のお手伝いをしていきたいと思っています。

■重症心身障害者通園事業B型

「飛行船」

茅ヶ崎市芹沢786

☎0467-15415424

重症心身障害児(者)通園事業とは
地域で暮らす、重症心身障害児(者)の方々の日中活動、医療ニーズの高い方への医療と連携した医療サービスを行っている事業所。県内の事業数は二十六。

第三者の眼で評価します

- ★福祉サービス第三者評価
高齢・障害・保育・児童・保護分野
- ★地域密着型サービス外部評価
- ★横浜市指定管理者第三者評価



※ 評価の日程等ご相談に応じます

福祉サービス第三者評価機関しょうなん
株式会社 フィールズ
〒251-0024
藤沢市鵜沼橋1-2-4クゲヌマファースト3F
Tel: 0466-29-9430 Fax: 0466-29-2323
E-mail: hyouka@s-pado.co.jp

NEO!
Communication
PORTSIDE

株式会社ポートサイド印刷

〒236-0002 横浜市金沢区鳥浜町16-2

Tel.045-776-2671(代)

Fax.045-776-2678

<http://www.portside.co.jp>



A4フルカラー2.5円 毎分
120枚の高速フルカラー
プリンター

理想科学 オルフィスHC5500

※yahooで「株式会社八雲堂」と検索してください

理想科学神奈川県正規代理店

株式会社八雲堂

〒235-0045

横浜市磯子区洋光台6-20-6

TEL 045-833-5172 FAX 045-833-5149

イセザキモール

～伊勢佐木町1・2丁目地区商店街～(横浜市中区)

今回は「イセザキモール」こと伊勢佐木町1・2丁目地区商店街をご紹介します。この商店街は地元の人はもちろん、多くの人が足を運ぶ活気に満ちた商店街。平成15年度にはバリアフリー化推進功労者として、内閣官房長官表彰を受けるなどの経歴をもつ納得の商店街でした。

今月は ⇒ NPO法人神奈川県障害者

自立生活支援センター がお伝えします！

通称KILC(キルク)。1997年4月設立。障害者の自立生活を目指してピアカウンセリング(障害者による相談事業)や各種情報提供、障害者施策の研究・提言など障害当事者の目線で共生社会の実現を目指した活動を展開。現在、厚木・平塚・南足柄の3ヶ所を拠点に活動中。

<連絡先>〔法人本部〕厚木市愛甲953-2
TEL 046-247-7503 FAX 046-247-7508
URL)http://www.kilc.org E-mail)info@kilc.org

納得、安心のバリアフリー商店街！

イセザキモールはJR関内駅や市営地下鉄伊勢佐木長者町駅から徒歩すぐのところにあり、およそ400m直線に延びるストリーートの両側に100を超える大小さまざまな店舗が立ち並んでいるにぎやかなスポットです。



並木の周りがベンチになっています

車が入って来ないので安全に散策できるこの通りの配慮はまだあります。道幅はとても広く、随所に自由に利用できるテーブルやベンチが設置されているのでいつでも一休みが可能です。そして立ち並ぶお店のほとんどがフラットな出入口となっていて、車いすの方もスムーズに買い物などを楽しむことができます。これほどの規模の商店街で段差のある店舗がほとんどないことには感服です。

年間を通して毎月のように行われているイベントも楽しみの一つ。イベント開催状況についてはホームページでも案内をしていますので、チェックしてみたいかがでしょうか。http://www.isezaki.jp/



楽しいイベントが盛りだくさんのストリート(こいのぼりストリートは5/5で終了)

わっしょいと参加できる車いす神輿

「障害があってもお神輿を担ぎたい」という希望をかなえた車いす神輿は平成13年に始まりました。お三の宮として知られる横浜市南区の日枝神社の秋祭りでは、車いすの人をはじめ障害のある人が神輿を担ぎ、イセザキモール1・2丁目を威勢よく練り歩きます。

横濱ジェントルタウン倶楽部

障害のある人や高齢の方を含むすべての人にやさしいまちづくりを目指して設立されたこの倶楽部は、その発起人に伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合も名を連ね、事務局も担っています。横浜エリアの「触る地図」発行に携わるほか、2001年から数年にわたり開催された福祉のアート展(障害のある人の様々な作品をストリート随所に展示)の事務局を務めるなど、そのやさしい取り組みは多彩。イセザキモールはハード面のバリアフリーだけでなく、ソフト面もとても温かい街なのです。

インフォメーション

〈お問合せ〉

伊勢佐木町1・2丁目地区商店街振興組合

横濱ジェントルタウン倶楽部(事務局)

横浜市中区末広町2-6-10

TEL 045-261-7535/FAX 045-261-7647

〈イセザキモール多目的トイレ案内〉

有隣堂B1F、松坂屋6F、エクセル伊勢佐木1Fなど

◆子育て中の方や障害のある方にやさしい工夫をしている商店街の情報を募集します!ご意見・ご感想はkikaku@knsyk.jpまでお寄せ下さい。

座談会「地域生活への移行」「自立支援」のために



前回は、障害者自立支援法（以下、「支援法」と権利条約の目的についてまとめました。第二回の今回は、障害者の「自立支援」をテーマに、障害者福祉サービスに携わる関係者での座談会を開催し、地域生活移行や所得保障、就労支援などについての課題を挙げていただきます。

地域生活移行への課題と利用者の選択の自由

藤村 地域生活をどう自立支援していくか、まずは利用者の立場ではどう感じているか。

香坂 知的障害者の場合、グループホームなどのハード面は整備されてきているが、地域でどう支えるか、ソフト面ができていないのが実態である。

戸高 今回、三障害一元化とあるが、障害によってサービスの量がまったく違う。精神障害者のグループホームは県内の約六割の市町村にはまだ無い。精神障害関係は、市町村業務に移行してまだ五、六年なので、市町村でも現状を

よくわかっていない。市町村によっても差がある。

伊藤 施設開所時、もう二十年近く前になるが、その頃は在宅サービスも不足していたし、やっとの思いで入所された経験からか、長期入所者の地域生活移行の動機付けは難しい。しかし、ここ数年の新規入所者の方は、いつかは地域生活に戻りたいという思いをもっておられる方が多いため、その気持ちをも大切に支援させてもらっている。身体障害者の自立生活を支えるためには、所得保障と住宅確保（改修、ケアホーム等）の課題がある。今後は、居住サポート事業（※）が大きな鍵となる。地域自立支援協議会（※）の中で、積極的な取り組みを期待したい。

大峽 支援法では、利用者の自己決定・自己選択といっても、障害程度区分により、利用が制限されてしまう。利用者自身が一番幸せに過ごせる場所を選べるようにする観点が必要である。

入所施設は地域の拠点として、施設から出て行った人が帰って来られるような場所でもある。入所施設

は、地域の福祉的資源として利用してもらえる基盤がある。支援法の問題点は、自立を経済的な一面でしか見ていないこと。支援してもらいながら生きるのも自立だし、生きているだけでも自立といえる。

藤村 地域生活への移行は、前提は当事者の意向であるということか。

大峽 地域生活を支えるのは入所施設のバックアップ機能。たとえば同じ法人ではない別のグループホームに入所したとしても、ノウハウを共有し入所施設と行き来できるようにしてほしい。在宅で親御さんが面倒を見るのには限界がある。

香坂 親（介護者）の意識改革が大切。在宅で抱え込むのではなく、自立を促していかないとけない。

藤村 長年入所施設で生活してきた方が、急に地域生活移行と言われても困難である。今までの入所施設利用者と、これからの利用者の選択肢に違いがあっても良いのではないか。

戸高 精神障害者の地域生活移行は、本人や病院、家族にとってまだまだ不安なこと。病院でなくても安心して暮らせる体制を地域で

<コーディネーター>

藤村和静氏（社会福祉法人常成福祉会常務理事）

<出席者（五十音順）>

伊藤崇博氏（丹沢レジデンシャルホーム施設長）〔身体障害〕

大峽健一氏（知的障害者授産施設紅梅園施設長）〔知的障害〕

香坂 勇氏（神奈川県手をつなぐ育成会会長）〔利用者〕

鈴木治郎氏（NPO法人障害者自立生活支援センター事務局長）〔利用者〕

田中誠一氏（アガベ壺番館施設長）〔身体障害〕

戸高洋充氏（NPO法人神奈川県精神障害者地域生活支援団体連合会理事長）〔精神障害〕

作らなければならない。例えば病院から退院する際に、住居と保証人をどうするか。病院のワーカーが保証人になることもあり、公的な保障制度がないと難しい。

今、障害のヘルパーが減ってきている。ヘルパーを利用することでやっと生活ができるようになったのに、これがきちんとされないに移行なんてとてもできない。

鈴木 全体的に、福祉が理念ではなく予算にコントロールされていると感じる。市町村のサービスの格差も大きい。

藤村 三障害では、環境も課題も全く違うということか。居住の問題でこれほど課題があれば、地域生活移行はまだまだ先になるかもしれない。当事者への動機付けと地域力の醸成と、何よりも居住サポート事業の具体的な展開が望まれる。

一割負担と障害者の所得保障のあり方

田中 就労支援の立場から言うと、所得保障が無いまま支援法がスタートしたのは責任が大きい。それができて初めて一割負担といえる。

戸高 今、生活保護を受ける障害者が増えている。精神障害者は生活保護が多い。

田中 私の施設でも支援法が施行され、生活保護を受給した利用者が数名生じた。受給しないと本人の生活の質を守れないからである。

藤村 神奈川は平均工賃月額約一万二千元。所得保障に関しては、フランスが二〇〇五年に所得「補償」の制度を作り、どんな雇用形態でも最低賃金は補償している。なぜ二〇〇五年かという点、やはり権利条約の影響だそう。障害福祉は社会保障として考えるべきで、今こそ、障害が高齢者や児童と別問題であることをアピールしないといけない。

大峽 高齢者支援はターミナルに向けて安心・安全なケアを行うが、障害は限りなく発展がある中で、発達を促す支援である。

就職後の定着支援の必要性

鈴木 障害者で働ける方は少数。残りの方は、就労以前に生活支援が必要な方。働くことの意義とは何か、そして権利条約の合理的配

慮の中でどのように就労を保障していくか地域で考えてほしい。

田中 一般雇用に向けては、私の施設の実績だと、知的障害者は、二十六名の支援を行い、六名が就労した。今はジョブコーチ（※）が日々飛び回っているが、それでもリタイヤする方が出ると思う。定着に向け、働きやすい環境づくりや人間関係などの支援をもっと強化していく必要がある。身体障害者は比較的定着はしている。ただ心配なのは、権利条約によって就労や賃金の保障が義務になると、一般企業の受け入れが減るのではないだろうか。

大峽 昨年度は三名が就職したが、三月で一人が人間関係で辞めた。就労支援施設には、就労支援と生活支援のふたつの目的があり、その両方を就労移行支援事業の二年間という期限内で行うのは難しい。まずは外に出かけて仕事をする喜びを感じてほしいと思っている。

戸高 私のところは、グループホームから卒業する人に対し、契約して訪問や相談などの退去者支援を行っている。就職した方にもそ

うした定着支援をしないといけない。雇用側の精神障害に対する理解を促すこともまだまだ課題。

田中 ジョブコーチからの意見で、定着支援の一環として月に数回、施設を開放して、就職した知的障害者の方が息抜きをできる場を作る必要性を強く感じている。

大峽 それはぜひ実行してほしい。一般の方と一緒に働いていると、「自分はなぜできないのか」と劣等感を感じてしまう。継続して働くためにもエネルギーをもらえる場所は絶対に必要。

香坂 就労するには、就労と生活の両面からの支援が大切である。

藤村 障害者の自立支援についてお話をうかがってきた。次回からの事務局の取材に期待したい。

※居住サポート事業：市町村による相談支援事業のひとつ。入居契約手続き支援や、夜間を含めた緊急時の相談支援体制や関係機関との連絡調整を行う。

※地域自立支援協議会：市町村が設置し、相談支援事業など障害者の地域での生活を支えるための中核的な役割を担う機関。

※ジョブコーチ：障害者とともに職場に出かけ、マンツーマンで働きやすい環境や人間関係などのアドバイスを行う制度。



私のおすすめの1冊

『人格障害の時代』

岡田尊司著

かながわ福祉サービス
第三者評価推進機構
事務局長 萩原克彦

誰でもよかったという無差別殺人、老人や乳幼児への虐待、すぐキレる大人や少年の増加等、こうした事件や問題に接するたびに、多くの人が不安や生きづらさを感じています。本書は現代の日本で続発するこれらの事件の根底に、いま急速に浸透拡大している「人格障害（パーソナリティ障害）」あるいは「人格障害」的な行動様式や考え方があることを指摘し、10タイプに分類される人格障害の行動の特徴、なぜ人格障害が形成されるのか等を具体例を通じてわかりやすく紹介しています。4年前の発刊ですが、人格障害の社会的な影響やITが作り出す擬似現実の関連性など再認識させられます。



2004年6月刊
定価720円（税込み）
平凡社新書

★ファミリースーシャルワークと児童福祉の未来／子ども家庭援助と児童福祉の展望（資生堂社会福祉事業財団監修、中央法規）
★排泄ケアが暮らしを変える／百人百様の老いを支えて（浜田きよ子著、ミネルヴァ書房）
★社会福祉法人・施設における改正パートタイム労働法Q&A（全国社会福祉施設経営者協議会編、全国社会福祉協議会）
★福祉、教育、労働の連携による知的障害者の就業・生活支援／連続性のあるチーム支援モデルの提案（東京都社会福祉協議会）
★SSTはじめて読本／スタップの悩みを完全フォローアップ（船松克代編、医学書院）

★介護予防版「面談支援マニュアル」の開発研究事業／訪問拒否、非利用者のケース分析と対応策の検討／報告書（ダイヤ高齢社会研究財団）
★むすんでひらいて編みなおして平成19年度人間関係力を育む子育て環境づくり支援事業報告書（日本女性学習財団）
★障害のある子どもの地域活動を支えるボランティア養成事業／平成19年度実施報告書、中・上級ボランティアテキスト（全国特別支援学校長会）
★コミュニケーションワーク実践力向上のための3つの提案 記録・事例検討・ニーズ（神奈川県社会福祉協議会）

しせつの損害補償 プラン①。施設の業務中事故賠償補償②

●ホームページでも内容を紹介しています。
<http://www.fukushihoken.co.jp>



個人情報漏えい対応補償

この補償制度では、施設利用者の個人情報を漏えいし、施設（法人）が法律上の賠償責任を負った場合（おそれのある場合も含む）の損害賠償金等を補償します。またこの補償は、社会福祉施設を運営する社会福祉法人のみを対象としています。

◆補償金額

	Aタイプ
第三者への損害賠償に関する補償 ○損害賠償金 ○訴訟費用	3,000万円
ブランド価値のき損を防止・縮減するための補償（注1） ○クレーム対応費用 ○見舞品購入費用等	期間中 100万円
免責金額（自己負担額）	0円

◆年額保険料（掛金）

法人で運営している施設定員数	Aタイプ
～50名	30,000円
51名～100名	37,000円
101名～150名	44,000円
151名～200名	51,000円
以降1名～50名増ごとに	4,000円

補償内容

- 第三者への損害賠償
- 弁護士費用等の訴訟費用
- ブランド価値のき損を防止・縮減するための費用

※介護老人保険施設、有料老人ホームおよび病院は補償対象となりませんので定員数には入りません。
※訪問介護など利用者の自宅で行う居宅サービスなどの利用人数や施設の職員数は合算する必要はありません。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問い合わせは下記にお願いします

団体
契約者

社会福祉法人
全国社会福祉協議会

取扱
代理店

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667 FAX: 03(3581)4763

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して行う団体契約（個人情報取扱事業者保険）です。

（引受幹事保険会社）株式会社 損害保険ジャパン

（注1）縮小てん補割合90%でお支払いします。

（SJ07-11872. 2008. 2. 27作成）

苦情解決研修会共催団体の募集

「かながわ福祉サービス運営適正化委員会」では、苦情解決の仕組みづくりの充実に向けた研修会を各種団体と共催で実施しています。講師等の派遣に関わる経費は当委員会が負担します。7団体程度の実施を予定していますが、役割分担や経費負担など、詳細はお問い合わせください。

◇申込期限 6月末

◇問合せ・申込先 かながわ福祉サービス運営適正化委員会
☎045-312-1121(内線3552)

神奈川県精神保健ボランティア連絡協議会(精ボ連) 設立20周年記念「まなぶ・つなぐ・ひろげる」かわりあ町一町医者のまなざしから

精神保健ボランティア講座の修了生で設立した精ボ連の20周年を記念し、精神科医の浜田晋氏(浜田クリニック医師)による講演と、浜田氏と石川到覚氏(大正大学人間学部教授)による対談を開催。

◇日時 平成20年6月7日(土) 13時20分～15時40分

◇会場 横浜市健康福祉センター14階ホール(JR桜木町駅前)

◇対象 精神保健福祉に関心のある方どなたでも

◇定員 300名

◇入場料 500円(資料代)

◇問合せ 精ボ連事務局(毎週水曜日の10時～15時)

☎045-322-8859
FAX 045-633-2065

丸紅基金・平成20年度社会福祉助成金の募集

全国の福祉施設や任意団体が必要とする設備、機器等のほか、調査・研究などの資金助成として、50件以上に総額1億円(上限200万円)の助成を行う。

◇応募 申込用紙に記入の上、添付書類と共に事務局宛に送付。申込用紙は以下からダウンロード可。
<http://www.marubeni.co.jp/kin/recruiting.html>

◇締切 平成20年6月30日。10月下旬に結果通知。

◇定員 500名(先着順)

◇問合せ 社会福祉法人丸紅基金
☎03-5444-6124

第2回「よみうり子育て応援大賞」応募者を募集

読売新聞社では、「よみうり子育て応援団」を充実させ、子育て支援活動をサポートする

「よみうり子育て応援団大賞」を設け、地域の第一線で多様な子育て支援活動を行っている団体・グループを支援する。

◇対象 「子育てサークル」「男

性の育児参加」等、子どもや親を対象にした支援活動を行う民間のグループや団体。活動年数や人数問わず。

◇応募 応募用紙に活動歴やテーマ、これから取り組みたい企画などを具体的に記入。

応募用紙は以下からダウンロード可。
<http://osaka.yomiuri.co.jp/ouendan/taisyo/>

◇締切 6月10日必着。9月末に受賞団体を決定。

◇表彰 大賞(賞金200万円)1団体、奨励賞(同100万円)2団体を選考。そのほか、受賞団体の活動や運営を応援団講師が支援

◇問合せ 読売新聞大阪本社「よみうり子育て応援大賞」事務局
☎06-6881-1738

寄付金品ありがとうございました

【一般寄付金】▽本門佛立宗神奈川布教区婦人会連絡協議会▽広瀬公子▽脇隆志【子ども福祉基金】▽宇野澤妃登美【ともしび基金】▽県立茅ヶ崎養護学校▽ともしびショップ県庁店▽富士シティオ(株)FUJI三崎店▽三菱UFJニコス(株)▽遠藤寂香(計 五二七、九九六円)

【寄付物品】▽神奈川県定年間題研究会▽日本シャクリー(株)▽ランドコム(株)

(敬称略)

神奈川県福祉研究会

(税務・会計の専門家グループ)

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 桑江 郁男(☎045-402-4433)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 時雄(☎042-773-9266)

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 谷 口 嘉 弘

本社 〒221-0056 横浜市神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX (045)441-1527

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作



KKI 印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所

〒236-0004 横浜市金沢区福浦 2-1-12
営業部 TEL045(785)1700(代) FAX045(784)8902
制作部 TEL045(785)1788 FAX045(780)1588
<http://www.kki.co.jp/>



県北地区に障害者のＩＴ拠点が開く！

パソコンひろば相模原（相模原市）



本会では、障害のある方が身近な地域で継続的に情報通信技術（ＩＴ）とかかわりを持ち、情報収集や発信にとどまらず社会参加のきっかけにつながるように、ＩＴ利用の拠点整備をすすめています。平成十七年には平塚、昨年四月には横須賀で、パソコン操作が学べる拠点をオープンさせてきました。

多くの人がＩＴにふれられるように

この実績をふまえ、昨年九月からは県北地区での拠点づくりをめざし、相模原市福祉の輪推進委員会（相模原市社協のとしび運動推進組織）と市内で活動するパソコンボランティアグループで具体化に向けた検討を重ねてきました。

その結果、「市内でも障害のある方がパソコンにふれる機会や場が比較的少ない旧津久井郡地域にて行うべきでは」との意見から、障害福祉

施設の協力を得て、相模湖地区、城山地区の二箇所に「パソコンひろば相模原inやまのべ」（以下、「やまのべ」、「パソコンひろば相模原inかわせみ」（以下、「かわせみ」）が、この春開所しました。

ボランティアとつむぐひろば

やまのべでは「ＮＰＯ法人パラボラジャパン」、かわせみではパソコンボランティアグループ「パラボラ相模原」のメンバーが、パソコンの基礎的な操作や活用方法、支援機器の紹介、インターネットやメールの使い方などをマンツーマンでサポートします。

「情報を得たり発信したり、パソコン操作ができるようになる」と世界が広がります。ですから私たちも利用者の障害



操作しやすいマウスや音声読み上げソフトなど、設備も充実しています

利用者の障害

やニーズに沿って丁寧な支援し、また来たたいと思ってもらえれば」と、かわせみを担当するパラボラ相模原代表の古川繁子さんは語ります。

地域の交流拠点に

両拠点の連絡調整を行う相模原市社協は、「今後は地区社協との連携をより密にし、パソコンひろばが地域で暮らす方の交流拠点のひとつとして展開できれば」と願っており、地域住民が積極的にかわせみ、両拠点が障害のある人のＩＴ拠点としてだけではなく地域の福祉活動の拠点として拡がっていくことを期待しています。

開所日には、熱心に質問したりおしゃべりを楽しんだりする利用者の様子が見られ、「ぜひ次回も参加したい」など、うれしい反響もありました。さまざまな方がかわせみ、県北の拠点はますます盛り上がりを見せそうです。

パソコンひろば相模原

（相模湖町拠点）地域作業所やまのべ館

相模原市相模湖町与瀬101011

042-6684-3581

（城山町拠点）精神障害者小規模授産施設かわせみの家

相模原市城山町原宿31717

042-783-1333

一社会福祉施設の設計監理一

株式会社 安江設計研究所
YASUE & ASSOCIATES'Inc.

東京都港区高輪2-19-17-808
TEL03(3449)1771/FAX03(3449)1772
URL:www.yasue-sekkei.co.jp
E-mail: yasue@yasue-sekkei.co.jp



K 保育園（横浜市）



新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・アスベスト調査等お気軽にご相談ください